

支払調書・診療報酬合計書等から付表への転記

毎月の当座口振込通知書から転記することが原則だが、支払基金「支払調書」、国保連合会「診療報酬合計書」からの簡便な転記でもよい。

基金「支払調書」は2月25日頃、国保「合計書」は2月15日頃、12月診療分当座口振込通知書に同封で送付される。

【表面 記入上の留意点】(表4)

「社会保険診療報酬」欄

「①基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬」

⑦「一般社会保険 決定点数」……内本人分点数と内家族分点数を合算して記入する(表示点数には公費併用分を含む)。

⑧「生活保護法 決定点数」……基金から毎月送付される当座口振込通知書(表1)の支払区分「12」「生活保護」の点数を年間合計して記入する。

「②国民健康保険診療報酬」

⑨「小計 決定点数」……「合計書」の国保、後期高齢者それぞれの合計欄から「府内分点数+府外分点数-過誤点数」を合算して記入する。

⑩「①支払基金分」・「②国保連合会分」の合計点数を「⑤計」の「決定点数」欄に記入する。

⑪介護報酬がある場合は「介護給付費等支払明細書(合計書)」の「①介護報酬額」欄の「介護サービス費等」の合計金額を総診療収入に含めて計算する。「自由診療の収入等」欄

⑫「一般の自由診療 収入金額」……自費診療の他、非指定医療機関の労災治療費、歯ブラシやフロス等の口腔衛生材料の販売収入、介護保険主治医意見書作成料等の年間合計額を記入する。

⑬「⑤計 収入金額(E)」……「一般の自由診療」等の金額を合算し記入する。

⑭「雑収入」欄……貴金属品の売却収入や国保の乳幼児医療協力手数料、介護保険の認定調査委託料、患者からの謝礼金等の合計金額を記入する。

固有経費の区分対応方式

<事例>

本事例での青色申告決算書は次のとおり(表5)。

社会保険診療収入 37,058,620円
自由診療の収入等 8,549,260円

収入合計 45,607,880円

必要経費合計(⑥+⑳)

25,245,397円
第三種事業税 25,500円
外注技工料合計 4,347,490円
保険技工料 2,653,810円
自費技工料 1,693,680円
専従者給与 4,800,000円

表5 平成25年分 青色申告決算書(一般用) 損益計算書

収入金額			経費			貸倒引当金		
科目	決算額		科目	決算額		科目	決算額	
収入金額 ①	45,607,880		消耗品費 ⑰	508,256		貸倒引当金 ⑳		
期首棚卸高 ②	400,000		減価償却費 ⑱	1,735,915				
仕入金額 ③	3,857,201		福利厚生費 ㉑	632,504				
小計 ②+③ ④	4,257,201		給料賃金 ㉒	4,126,100		計 ㉓		
期末棚卸高 ⑤	590,000		外注工賃 ㉔			専従者給与 ㉔	4,800,000	
差引原価 ⑥	3,667,201		利子割引料 ㉕	670,496		貸倒引当金 ㉕		
差引金額 ①-⑥ ⑦	41,940,679		地代家賃 ㉖	3,346,780		措置法差額		1,159,667
租税公課 ⑧	25,500		貸倒金 ㉗					
荷造運賃 ⑨			研究図書費 ㉘	205,590				
水道光熱費 ⑩	474,649		諸会費 ㉙	497,443		計 ㉚		5,959,667
旅費交通費 ⑪	537,142		保険技工料 ㉚	2,653,810		控除前所得 ㉚		14,402,816
通信費 ⑫	772,591		自費技工料 ㉛	1,693,680		青色特別控除 ㉛		100,000
広告宣伝費 ⑬	480,485		リース料 ㉜	560,325		所得金額 ㉛		14,302,816
接待交際費 ⑭	1,015,365		衛生管理費 ㉝	539,438				
損害保険料 ⑮	80,810		雑費 ㉞	870,226				
修繕費 ⑯	151,091		計 ㉞	21,578,196				
			差引金額 ⑦-⑳ ㉟	20,362,483				

表6 付表《医師及び歯科医師用》・裏面

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分
イ 一般経費分
原価及び経費の総額(決算書の「損益計算書」の⑥+⑳) 25,245,397円 - 自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額 ④ 4,372,990円 × 自由診療割合(表面の⑥又は⑦) 14.06% + 左の④のうち自由診療分に係る経費の金額 1,719,180円 = 自由診療分の原価及び経費の合計額 A 4,653,840円

(注) ④の欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

ロ 特典経費分
(イ) 専従者給与
専従者給与の金額(決算書の「損益計算書」の㉔) 4,800,000円 × 自由診療割合(表面の⑥又は⑦) 14.06% = 自由診療分の専従者給与の金額 B 674,880円

(ロ) 一括評価による貸倒引当金繰入額
12月31日現在の自由診療分の一括評価による貸倒引当金の合計額 × 55/1,000 = 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額 C

(ハ) 退職給与引当金勘定への繰入額
退職給与引当金勘定への繰入額 × 自由診療割合(表面の⑥又は⑦) % = 自由診療分の退職給与引当金勘定への繰入額 D

(注) 個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署(所得税担当)にお尋ねください。

(2) 保険診療分
イ 一般経費分
原価及び経費の総額(決算書の「損益計算書」の⑥+⑳) 25,245,397円 - 自由診療分の原価及び経費の合計額(Aの金額) 4,653,840円 = 社会保険診療分の原価及び経費の合計額 E 20,591,557円

ロ 特典経費分
{ 専従者給与の金額(決算書の「損益計算書」の㉔) 4,800,000円 - Bの金額 674,880円 } + { 退職給与引当金繰入額 - Dの金額 }
+ { 一括評価による貸倒引当金繰入額(決算書の「貸倒引当金繰入額の計算」の㉑) - Cの金額 } - { 一括評価による貸倒引当金繰入額 - 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額 } = 社会保険診療分の特典経費の合計額 F 4,125,120円

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額
右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じた⑬率及び⑭加算額を次の算式に当てはめて計算してください。
社会保険診療報酬(表面の㉑+㉒) 37,058,620円 × 速算表の⑬率 62% + 速算表の⑭加算額 2,900,000円 = 租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額 G 25,876,344円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額
租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額(Gの金額) 25,876,344円 - 社会保険診療分の原価及び経費と特典経費の合計額(E+Fの金額) 24,716,677円 = 差額 H 1,159,667円

(注) Hの金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額⑤」欄の下の余白に「措置法差額〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。併せて、申告書B第二表の「〇特別適用条文等」欄に「措置法第26条」と記入してください。
この場合、青色申告特別控除の限度額は、租税特別措置法26条の適用を受けた所得を除いたところで計算しますのでご注意ください(この計算に当たっては「記載要領」を読んでください)。

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額	
	⑬率	⑭加算額
2,500万円以下	72%	—円
2,500万円超 3,000万円以下	70%	500,000円
3,000万円超 4,000万円以下	62%	2,900,000円
4,000万円超 5,000万円以下	57%	4,900,000円